

城東区区政会議運営要綱

（
傍線は削除
太字は改正
）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 53 号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項及び第 12 条第 1 項の規定に基づき、城東区区政会議（以下「区政会議」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

（委員の構成及び定数）

第 3 条 委員は、地域団体より推薦された者から選定する委員、公募により選定する委員及び学識経験を有する者その他区長が適当と認める者から選定する委員から構成する。

2 区政会議の委員の定数は、50人とする。

48

3 前項の委員の定数のうち、公募により選定する委員の定数は、17人とする。

16

（委員の選定方法等）

第 4 条 地域団体より推薦された者から選定する委員は、区長が指定した地域団体から委員候補者として推薦を受けた者について、選定する。

2 公募により選定する委員は、別に定めて公示する区政会議委員公募手続事務要領により、選考の結果に基づき選定する。

3 学識経験を有する者その他適当と認める者から選定する委員は、区長において選定する。

4 委員としての業務の委託を行った場合又は委員としての業務の委託を解除した場合（委員の任期が満了した場合を除く。）は、当該委員の氏名を公示するものとする。

（開催の時期）

第 5 条 区長は、各年度、少なくとも 7 月、10 月には、区政会議を開催するも

のとする。

(部会の開催)

第6条 次の表の左欄に掲げる事項についてより専門的な意見交換を行うことにより、効果的かつ効率的な区政会議の議論に資するため、区政会議の部会として、同表に掲げる部会を開催する。

地域防災、地域防犯に関する事項	地域防災部会
地域福祉、地域健康づくり、教育に関する事項	地域福祉部会
市民協働、地域活動、区政運営、窓口サービス、その他区政に関する事項	地域まちづくり部会

2 前項の部会に参加する委員は、部会ごとに区長が定める。

3 部会の運営については、条例第5条第2項、第6条第1項、第7条、第8条及び第11条第1項の規定、同項に基づく市規則の規定並びに次条の規定の例により行う。

(会議の公開の方法等)

第7条 条例第7条第6項本文に基づく会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、次のとおり会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- (1) 会議の開催の都度、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、公表に適しない情報が記録されているもの等については、配布しないものとする。
- (3) 会議を円滑に運営するため、会議において、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 傍聴者は傍聴の遵守事項を守り、会議を主宰する者の指示に従って、静穏に傍聴するものとする。
- (5) 会議に関する報道機関の取材に対して配慮するものとする。

2 公開する会議の開催に当たっては、当該会議開催日の1週間前までに、開催日時、場所、議題その他必要な事項を、区役所の掲示場に掲示するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

3 公開する会議の開催に当たっては、前項に定めるもののほか、必要に応じて、報道機関への情報提供などの方法により、開催日時、場所、議題その他必要な事項の周知に努めるものとする。

- 4 条例第7条第6項ただし書に基づき会議を公開しないことについては、区政会議において決定するものとする。
- 5 前項に基づき会議を公開しないこととした場合は、その理由を明らかにするものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

- 2 当面の間、区政会議の部会に参加する委員の数は、次の表の左欄に掲げる部会ごとに、同表右欄に掲げるとおりとする。

地域防災部会	10 名
地域福祉部会	23 名
地域まちづくり部会	16 名

平成25年10月1日一部改正。

平成25年11月12日一部改正。

平成26年6月23日一部改正。

平成27年10月1日一部改正。